

令和7年度情報公開請求一覧

| 整理番号 | 受付日     | 請求の内容・公開する文書の名称   | 担当課 | 決定日     | 決定内容 |  | 公開方法区分            | 備考 |
|------|---------|---|-----|---------|------|--|-------------------|----|
|      |         |   |     |         | 決定   | 摘要   |                   |    |
| 1    | R7.4.8  | 令和6年10月1日から令和7年3月31日に付番された住居表示台帳及び付番された年月日がわかるもの（住居表示台帳に記載されている場合は不要）<br>※町名・街区符号が分かるように複写。<br>※同街区で台帳が複数ある場合は該当する建物が記載されている台帳のみ。 | 市民課 | R7.4.18 | 部分公開 | ・届出者及び居住者の氏名<br>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから幸手市情報公開条例第7条第2号に該当するため。 | 写しの交付<br>(郵送での交付) |    |
| 2    | R7.5.19 | 幸手市の地番が示された地図（地図の種類や名称、精度は問わない）で、2024年中の登記異動反映済のshapeデータ。<br>字界、字名、家屋の位置形状（家屋番号あれば含む）、コード表記読替えの情報もあれば対象。                          | 税務課 | R7.5.29 | 公開   |  | 写しの交付<br>(郵送での交付) |    |

| 整理番号 | 受付日     | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課   | 決定日     | 決定内容 |   | 公開方法区分            | 備考 |
|------|---------|--|-------|---------|------|---|-------------------|----|
|      |         |  |       |         | 決定   | 摘要  |                   |    |
| 3    | R7.5.28 | 長または教育委員会が契約者となり、保険料（契約金額）が3万円以上の損害保険証券（証券添付の特約書または明細書を含む。）の写しと担当課。<br>※約款は不要。開示請求書受付時点で保険契約期間内のものに限る。 | 庶務課   | R7.6.10 | 部分公開 | (1) 個人の氏名、住所、生年月日及び性別<br>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのあるものであり、幸手市情報公開条例第7条第2号に該当するため。<br>(2) 法人及び代表者の印影及び銀行口座情報<br>事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、幸手市情報公開条例第7条第3号に該当するため。 | 写しの交付<br>(郵送での交付) |    |
| 4    | R7.5.29 | 工事名：市道1-12号線外配水管布設替工事<br>工事場所：幸手市東2丁目地内外<br>開札日：令和6年8月27日<br><br>金入り設計書（図面は除く）                         | 水道管理課 | R7.6.5  | 部分公開 | 見積業者名<br>公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、幸手市情報公開条例第7条第3号に該当するため。   | 写しの交付<br>(窓口での交付) |    |

| 整理番号 | 受付日       | 請求の内容・公開する文書の名称   | 担当課   | 決定日       | 決定内容 |    | 公開方法区分            | 備考 |
|------|-----------|---|-------|-----------|------|----|-------------------|----|
|      |           |   |       |           | 決定   | 摘要 |                   |    |
| 5    | R7. 5. 29 | 工事名：市道1号線外舗装復旧工事<br>工事場所：幸手市大字外国府間地内<br>開札日：令和6年12月20日<br><br>金入り設計書（図面は除く）   | 水道管理課 | R7. 6. 5  | 公開   |    | 写しの交付<br>（窓口での交付） |    |
| 6    | R7. 6. 16 | 以下の議案で上程された市道に対する「認定/路線変更/廃止告示」「区域決定/区域変更告示」「供用開始告示」「位置図」「平面図（縮尺1/500～1/2500程度の道路形状が分かる資料）」<br>令和6年第2回定例会「議案第43号 市道路線の認定について」「議案第44号 市道路線の変更について」<br>令和6年第3回定例会「議案第78号 市道路線の認定について」「議案第79号 市道路線の変更について」「議案第80号 市道路線の廃止について」 | 道路河川課 | R7. 6. 25 | 公開   |    | 写しの交付<br>（郵送での交付） |    |

| 整理番号 | 受付日     | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課     | 決定日    | 決定内容 |  | 公開方法区分            | 備考   |
|------|---------|--|---------|--------|------|--|-------------------|--|
|      |         |  |         |        | 決定   | 摘要   |                   |  |
| 7    | R7.6.27 | ①令和5年4月23日執行 幸手市議会議員一般選挙における各候補者の「選挙運動費用収支報告書」。<br>②各幸手市議会議員および後援会の「収支報告書」（公開分または直近3年度分のいずれか多い方。議員においては「政務活動費収支報告書」など政治活動に使用された収支がわかる書類） | 選挙管理委員会 | R7.8.7 | 公開   |  | 写しの交付<br>(窓口での交付) | R7.7.8延長決定<br>①の担当選挙管理委員会<br>②の担当議会事務局                           |
| 7    | R7.6.27 | ①令和5年4月23日執行 幸手市議会議員一般選挙における各候補者の「選挙運動費用収支報告書」。<br>②各幸手市議会議員および後援会の「収支報告書」（公開分または直近3年度分のいずれか多い方。議員においては「政務活動費収支報告書」など政治活動に使用された収支がわかる書類） | 議会事務局   | R7.8.7 | 部分公開 | (1) 個人の氏名、印影及び銀行口座情報<br>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのあるものであり、幸手市情報公開条例第7条第2号に該当するため。<br>(2) 法人及び代表者の印影<br>事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、幸手市情報公開条例第7条第3号に該当するため。 | 写しの交付<br>(窓口での交付) | R7.7.8延長決定<br>②のうち幸手市議会議員の収支報告書は部分公開<br>①の担当選挙管理委員会<br>②の担当議会事務局 |

| 整理番号 | 受付日     | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課   | 決定日     | 決定内容 |   | 公開方法区分            | 備考  |
|------|---------|--|-------|---------|------|---|-------------------|---|
|      |         |  |       |         | 決定   | 摘要  |                   |   |
| 7    | R7.6.27 | ①令和5年4月23日執行 幸手市議会議員一般選挙における各候補者の「選挙運動費用収支報告書」。<br>②各幸手市議会議員および後援会の「収支報告書」（公開分または直近3年度分のいずれか多い方。議員においては「政務活動費収支報告書」など政治活動に使用された収支がわかる書類） | 議会事務局 | R7.8.7  | 非公開  | ・文書不存在<br>請求のあった公文書は保有していないため   |                   | R7.7.8延長決定<br><br>②のうち後援会の収支報告書は非公開<br><br>①の担当 選挙管理委員会<br>②の担当 議会事務局 |
| 8    | R7.7.1  | 令和7年4月30日開札「東中学校体育館大規模改修工事」の金入り設計内訳書   | 教育総務課 | R7.7.10 | 部分公開 | 見積業者名<br>公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、幸手市情報公開条例第7条第3号に該当するため。 | 写しの交付<br>(郵送での交付) |   |
| 9    | R7.7.7  | 公開請求先市町村が保有する区域全域の最新の地番図電子データ（地理空間情報）<br>・GISで利用する為シェープファイル形式又はGeoJSON形式に限る<br>・請求時点で取得しうる最新データの提供を希望。<br>前年度分でも可                        | 税務課   | R7.7.14 | 公開   |   | 写しの交付<br>(郵送での交付) |   |

| 整理番号 | 受付日     | 請求の内容・公開する文書の名称   | 担当課      | 決定日     | 決定内容 |  | 公開方法区分                | 備考 |
|------|---------|---|----------|---------|------|--|-----------------------|----|
|      |         |   |          |         | 決定   | 摘要   |                       |    |
| 10   | R7.7.17 | 幸手駅西口土地区画整理事業区域内<br>西口停車場線道路築造等工事（令6-1）<br>金額入り設計書（変更分）   | まちづくり事業課 | R7.7.22 | 公開   |  | 写しの交付<br>（窓口での交付）     |    |
| 11   | R7.7.28 | 2025年1月1日から2025年6月30日までに付<br>定のあった新築届・住居番号付定等申出書<br>受付簿と該当の住居表示台帳図<br><br>上記の情報を含むGISデータ（shapeデータ<br>等）がある場合は、当該GISデータも併せ<br>て開示希望。 | 市民課      | R7.8.8  | 部分公開 | 届出者及び居住者氏名の情報<br>個人に関する情報であって、<br>特定の個人を識別することがで<br>きるもの又は公にすることによ<br>り個人の権利利益を害するおそ<br>れがあることから幸手市情報公<br>開条例第7条第2号に該当する<br>ため。          | 写しの交付<br>（郵送での交<br>付） |    |
| 12   | R7.7.28 | 本年7月に香日向二丁目の区長3名から連名<br>で提出された区長要望書   | くらし防災課   | R7.7.31 | 部分公開 | ・個人の氏名、住所及び電話番<br>号<br>個人に関する情報であって、<br>特定の個人を識別することがで<br>きるもの、又は公にすることによ<br>り個人の権利利益を害するおそ<br>れのあるものであり、幸手市<br>情報公開条例第7条第2号に該<br>当するため。 | 写しの交付<br>（窓口での交<br>付） |    |
| 13   | R7.8.8  | 橋りょう修繕工事（高平橋）の金額入り設計<br>書一式   | 道路河川課    | R7.8.18 | 公開   |  | 写しの交付<br>（窓口での交<br>付） |    |

| 整理番号 | 受付日       | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課   | 決定日        | 決定内容 |   | 公開方法区分            | 備考 |
|------|-----------|--|-------|------------|------|---|-------------------|----|
|      |           |  |       |            | 決定   | 摘要  |                   |    |
| 14   | R7. 8. 25 | 順礼ポンプ場ポンプ交換工事<br>上記工事の金入り設計書   | 道路河川課 | R7. 8. 28  | 公開   |   | 写しの交付<br>(窓口での交付) |    |
| 15   | R7. 9. 24 | いわゆる新型コロナウイルス予防接種ワクチン接種が開始された月から本開示請求の日までの間における全住民の以下の情報の全て。(未接種者も含む)<br>1 生年月日または抽出日時点の年齢(1歳刻みが無理なら10歳刻み)<br>2 性別<br>3 死亡している場合の死亡日、または死亡日が出せないなら最後の接種から死亡までの日数<br>4 転出している場合の転出日(「接種開始後の転出歴がある住民は開示対象から除く」という扱いでも可。転入日についても同様)<br>5 転入している場合の転入日<br>6 当該ワクチン接種日とそれぞれのロット番号、接種ワクチンのメーカー、何回目の接種か | 健康増進課 | R7. 10. 8  | 公開   |   | 写しの交付<br>(郵送での交付) |    |
| 16   | R7. 10. 1 | 令和7年4月1日から令和7年9月30日に付番された住居表示台帳、及び付番された年月日がわかるもの(住居表示台帳に記載されている場合は不要)<br>※町名・街区符号がわかるように複写。<br>※同街区で台帳が複数ある場合は該当する建物が記載されている台帳のみ。  | 市民課   | R7. 10. 15 | 部分公開 | 届出者及び居住者氏名の情報<br>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから幸手市情報公開条例第7条第2号に該当するため。 | 写しの交付<br>(郵送での交付) |    |

| 整理番号 | 受付日        | 請求の内容・公開する文書の名称   | 担当課 | 決定日       | 決定内容 |  | 公開方法区分            | 備考       |
|------|------------|---|-----|-----------|------|--|-------------------|----------|
|      |            |   |     |           | 決定   | 摘要   |                   |          |
| 17   | R7. 10. 23 | <p>①令和5年9月18日付でウェブサイト「<a href="https://shishikado.jp">https://shishikado.jp</a>」（2025年9月18日記事）に掲載された記事「条例に基づく割増賃金の計算方法が、労働基準法違反とされた件」いわゆる幸手市事件（さいたま地裁、令7.5.16）に関連し、当該訴訟が実際に存在したかどうかを確認できる文書（訴訟記録、通知文書、報道対応資料等）</p> <p>②上記訴訟が実際に存在した場合において、幸手市が控訴を行ったかどうかを確認できる文書（控訴状、議会報告、法務対応記録等）</p> <p>③上記訴訟後において、特殊勤務手当が算定基礎に含まれるようになったかどうかを確認できる文書（給与規程、改正履歴、内部通知、職員向け説明資料等）</p> <p>④特殊勤務手当が割増賃金の算定基礎に含まれることとなった場合において、その遡及支払の対象期間・範囲を確認できる文書（支払方針、内部決裁文書、対象職員への通知文、支払実績一覧等）</p> | 庶務課 | R7. 11. 4 | 部分公開 | <p>・個人の氏名及び住所<br/>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから幸手市情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> | 写しの交付<br>(郵送での交付) | ①、②は部分公開 |

| 整理番号 | 受付日     | 請求の内容・公開する文書の名称   | 担当課 | 決定日     | 決定内容 |   | 公開方法区分 | 備考      |
|------|---------|---|-----|---------|------|---|--------|---------|
|      |         |   |     |         | 決定   | 摘要  |        |         |
| 17   | R7.10.1 | <p>①令和5年9月18日付でウェブサイト「<a href="https://shishikado.jp">https://shishikado.jp</a>」（2025年9月18日記事）に掲載された記事「条例に基づく割増賃金の計算方法が、労働基準法違反とされた件」いわゆる幸手市事件（さいたま地裁、令7.5.16）に関連し、当該訴訟が実際に存在したかどうかを確認できる文書（訴訟記録、通知文書、報道対応資料等）</p> <p>②上記訴訟が実際に存在した場合において、幸手市が控訴を行ったかどうかを確認できる文書（控訴状、議会報告、法務対応記録等）</p> <p>③上記訴訟後において、特殊勤務手当が算定基礎に含まれるようになったかどうかを確認できる文書（給与規程、改正履歴、内部通知、職員向け説明資料等）</p> <p>④特殊勤務手当が割増賃金の算定基礎に含まれることとなった場合において、その遡及支払の対象期間・範囲を確認できる文書（支払方針、内部決裁文書、対象職員への通知文、支払実績一覧等）</p> | 庶務課 | R7.11.4 | 非公開  | <p>③文書不存在<br/>現在、控訴中であることから、特殊勤務手当を算定に含める改正を行っていないため、公開できる公文書がありません。</p> <p>④文書不存在<br/>上記理由から、遡及の支払はしておりませんので、公開できる公文書がありません。</p> |        | ③、④は非公開 |

| 整理番号 | 受付日        | 請求の内容・公開する文書の名称   | 担当課   | 決定日       | 決定内容 |    | 公開方法区分            | 備考 |
|------|------------|---|-------|-----------|------|----|-------------------|----|
|      |            |   |       |           | 決定   | 摘要 |                   |    |
| 18   | R7. 11. 4  | (幸手市) 全域土地地番図<br>令和7年(2025年)1月以降最新のShape<br>ファイル形式。(ポリゴンデータとコード<br>表示も提供希望) | 税 務 課 | R7. 11. 7 | 公 開  |    | 写しの交付<br>(郵送での交付) |    |
| 19   | R7. 12. 24 | 下記55街区の住居表示台帳及び18の街区の<br>配置がわかる図面。<br>※町名・街区符号付き。<br>※個人情報は除く。              | 市 民 課 | R8. 1. 7  | 公 開  |    | 写しの交付<br>(郵送での交付) |    |

| 整理番号 | 受付日       | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課    | 決定日       | 決定内容 |   | 公開方法区分            | 備考 |
|------|-----------|--|--------|-----------|------|---|-------------------|----|
|      |           |  |        |           | 決定   | 摘要  |                   |    |
| 20   | R8. 1. 5  | 令和7年4月1日以降、本日迄に、香日向2丁目1区、2区、3区区長から提出された区長要望書のすべて                           | くらし防災課 | R8. 1. 8  | 部分公開 | ・個人の氏名、住所及び電話番号<br>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市情報公開条例第7条第2号に該当するため。 | 写しの交付<br>(窓口での交付) |    |
| 21   | R8. 1. 23 | 令和7年12月22日付で香日向1区、2区、3区の各区長（3名）の連名で提出された要望書に対して、幸手市が回答した文書とその対応に関する検討資料、記録 | 環境課    | R8. 1. 26 | 公開   |   | 写しの交付<br>(窓口での交付) |    |
| 22   | R8. 1. 26 | 住居表示台帳の写し<br>・幸手市東1丁目16番17号<br>・幸手市東1丁目16番20号                              | 市民課    | R8. 1. 30 | 公開   |   | 写しの交付<br>(窓口での交付) |    |

| 整理番号 | 受付日       | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課   | 決定日       | 決定内容 |  | 公開方法区分        | 備考       |
|------|-----------|--|-------|-----------|------|--|---------------|----------|
|      |           |  |       |           | 決定   | 摘要   |               |          |
| 23   | R8. 1. 30 | <p>教育委員会が設置した施設（以降「学校」という）において学校教育法第137条を根拠に、拠点として活動する学校と密接な関係にある、社会教育関係団体（例：PTAなど ※以下「団体」という）に関する以下の文書。なお、名称上は「PTA」その他任意団体に関するものであっても、学校又は教育委員会の職員が職務上作成・取得し、組織的に用いるものとして管理しているものは、情報公開条例上の「行政文書」に該当するものとして本請求に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内学校全て</li> <li>・令和7年度分</li> </ul> <p>①団体あるいは学校が、施設管理責任者の責任の下、学校施設内にて保護者等に対して配布した入会案内文書<br/> ②団体に対して入会希望者がいた場合、入会の希望意思を団体に申し出る際の「入会申込書」、退会する際の「退会届」（様式）<br/> ③学校が団体会費を代理で徴収している場合、団体・学校間の「委任」「受任」等、準委任契約等書（写し）<br/> ④学校徴収金の案内文書（1学年生に対するものに限る。）<br/> ⑤教育委員会が学校に通知した団体に関する「通知」保残分<br/> ⑥校務分掌表</p> | 社会教育課 | R8. 2. 13 | 部分公開 | <p>・PTA会長氏名、ALT氏名<br/> 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから幸手市情報公開条例第7条第2号に該当するため</p> | 写しの交付（窓口での交付） | ④、⑥は部分公開 |

| 整理番号 | 受付日       | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課   | 決定日       | 決定内容 |                                       | 公開方法区分 | 備考          |
|------|-----------|--|-------|-----------|------|---------------------------------------|--------|-------------|
|      |           |  |       |           | 決定   | 摘要                                    |        |             |
| 23   | R8. 1. 30 | <p>教育委員会が設置した施設（以降「学校」という）において学校教育法第137条を根拠に、拠点として活動する学校と密接な関係にある、社会教育関係団体（例：PTAなど ※以下「団体」という）に関する以下の文書。なお、名称上は「PTA」その他任意団体に関するものであっても、学校又は教育委員会の職員が職務上作成・取得し、組織的に用いるものとして管理しているものは、情報公開条例上の「行政文書」に該当するものとして本請求に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内学校全て</li> <li>・令和7年度分</li> </ul> <p>①団体あるいは学校が、施設管理責任者の責任の下、学校施設内にて保護者等に対して配布した入会案内文書<br/> ②団体に対して入会希望者がいた場合、入会の希望意思を団体に申し出る際の「入会申込書」、退会する際の「退会届」（様式）<br/> ③学校が団体会費を代理で徴収している場合、団体・学校間の「委任」「受任」等、準委任契約等書（写し）<br/> ④学校徴収金の案内文書（1学年生に対するものに限る。）<br/> ⑤教育委員会が学校に通知した団体に関する「通知」保残分<br/> ⑥校務分掌表</p> | 社会教育課 | R8. 2. 13 | 非公開  | <p>・文書不存在<br/> 請求のあった文書は保有していないため</p> |        | ①、②、③、⑤は非公開 |

| 整理番号 | 受付日      | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課    | 決定日       | 決定内容 |  | 公開方法区分            | 備考      |
|------|----------|--|--------|-----------|------|--|-------------------|---------|
|      |          |  |        |           | 決定   | 摘要   |                   |         |
| 24   | R8. 2. 2 | 令和7年7月23日受付 香日向2丁目2区区長から提出された契約管財課担当の要望に対する回答  | 契約管財課  | R8. 2. 6  | 公開   |  | 写しの交付<br>(窓口での交付) |         |
| 25   | R8. 2. 2 | 2025年7月1日から2025年12月31日までに付定のあった新築届・住居番号付定等申出書受付簿と該当の住居表示台帳図<br><br>上記の情報を含むGISデータ（shapeデータ等）がある場合は、当該GISデータも併せて開示希望。 | 市民課    | R8. 2. 16 | 部分公開 | 届出者及び居住者氏名の情報<br>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから幸手市情報公開条例第7条第2号に該当するため | 写しの交付<br>(郵送での交付) |         |
| 26   | R8. 2. 2 | ①令和7年6月30日受付、香日向全丁（又は2丁目）から提出されたくらし防災課担当の要望書（区長要望）に対する回答<br>②令和7年7月23日受付の区長要望に対する回答<br>③令和7年12月22日受付の区長要望に対する回答 2件   | くらし防災課 | R8. 2. 4  | 非公開  | ・文書不存在<br>請求のあった公文書は保有していないため  |                   | ①、②は非公開 |

| 整理番号 | 受付日       | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課    | 決定日       | 決定内容 |   | 公開方法区分        | 備考   |
|------|-----------|--|--------|-----------|------|---|---------------|------|
|      |           |  |        |           | 決定   | 摘要  |               |      |
| 26   | R8. 2. 2  | ①令和7年6月30日受付、香日向全丁（又は2丁目）から提出されたくらし防災課担当の要望書（区長要望）に対する回答<br>②令和7年7月23日受付の区長要望に対する回答<br>③令和7年12月22日受付の区長要望に対する回答 2件 | くらし防災課 | R8. 2. 4  | 公開   |   | 写しの交付（窓口での交付） | ③は公開 |
| 27   | R8. 2. 4  | 幸手市と香日向二丁目自治会がゴミ集積所の維持管理等について取り交わした協定書等の一式   | 環境課    | R8. 2. 16 | 非公開  | 文書不存在のため  |               |      |
| 28   | R8. 2. 16 | 香日向2丁目1区2区3区の3名の区長より提出された令和7年7月11日受付の要望書（幸手市収第336号）を取り下げたいとする旨の要望書   | 環境課    | R8. 2. 20 | 部分公開 | ・個人の氏名、住所<br>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、幸手市情報公開条例第7条第2号に該当するため。 | 写しの交付（窓口での交付） |      |

| 整理番号 | 受付日       | 請求の内容・公開する文書の名称  | 担当課    | 決定日       | 決定内容 |    | 公開方法区分            | 備考           |
|------|-----------|--|--------|-----------|------|----|-------------------|--------------|
|      |           |  |        |           | 決定   | 摘要 |                   |              |
| 29   | R8. 2. 24 | 工事名：令和7年度（ゼロ債務）幸手污水中継ポンプ場電気設備更新工事<br>開札日時：令和8年 1月30日（金）<br>金入り設計書一式（工事費内訳書・代価表・機器費明細書） | 下水道課   | R8. 3. 3  | 公開   |    | 写しの交付<br>（郵送での交付） |              |
| 30   | R8. 3. 10 | 香日向自主防災専門部細則   | くらし防災課 | R8. 3. 24 | 公開   |    | 写しの交付<br>（窓口での交付） |              |
| 31   | R8. 3. 23 | 請求者の子に関するいじめ関係書類一式<br>（聞き取り調査書、対応記録、指導記録、経過、日誌等 全て）                                    | 学校教育課  | R8. 4. 15 | 取り下げ |    |                   | R8. 4. 6延長決定 |